

運営に関する基準

1 掲示

基準

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、運営規程(次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

【基準条例 第 96 条】

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例 第 98 条において準用する第 34 条】

事例

- ✓ 運営規程及び重要事項説明書が定められていない。

指導・ポイント

- 運営規程及び重要事項説明書を定めること。
- なお、重要事項説明書については、事業所内に掲示すること。